

**1 活動名** 「手話言語条例について」 郡山市**2 調査の目的****(1) 本市における課題**

本市において、平成 26 年 9 月議会において、手話言語条例の制定に向けて意見書が提出された経緯がありますが、その後、進展がありません。本市において、聴覚障害者支援として、今後どのような方向が考えられるか。

**(2) 調査の必要性**

手話言語条例を制定している先進地を視察する必要がある。

**(3) 調査項目**

制定の経過、運用状況等、

**3 調査地選定理由**

郡山市・・・2015 年に制定

**4 調査結果**

**(1) 実施日** 平成 29 年 8 月 18 日

**(2) 出席者** 3 名 近藤晴彦 上條美智子 勝野智行

**(3) 結果**

制定のきっかけは、全国の自治体で手話言語条例制定の動きが見られたことや、東日本大震災の経験から、情報獲得の大切さを実感し、条例制定の機運が高まりつつあった。手話を必要とする人にとって、暮らしやすい環境づくりを推進することを目的とし、手話の大切さや様々な機会を手話を広げていくためにその理念を定める条例という形で制定に至った。郡山市の障害者数 12,093 人中、聴覚障害者は 1,092 人、そのうち約 300 人くらいが手話を使われていると思われる。2015 年に手話言語条例が制定されたが、手話通訳者の人材確保が大きな課題となっているという。震災後に手話通訳件数が増加。(体調不良や、不安、罹災証明の行政手続き等) そのほか、手話言語条例の特徴ある施策、災害時の対応、情報通信技術の活用、その他の意思疎通支援の推進についてお聞きしました。

**(4) 成果・所感等**

手話を必要とする人にとってだけでなく、手話言語条例の制定は、手話を使わない人にとっても、周知啓発になり、理解の輪が大きく広がると思います。機械を使わなくても、指を動かせる人ならば誰でも手話を使えます。機械に頼らずできます。今、スマホで、メールのやり取りはできますが、指の方が、時間もかからず、瞬時に伝えたいことを伝えることができますので、大切なことだと思いました。本市の場合、どんな形が良いのか、考えていきたいと思っています。

**5 政務調査費**

**(1) 使途項目** 調査旅費

**(2) 支出額** 「スタンドパイプ消火資機材設置事業について」と同様